

仕 様 書

1 件名

団地再生事業に係る情報発信資料の図面作成業務

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年12月19日まで

3 履行場所

原則として受注者の事務所とする

4 目的

当業務では、UR都市機構においてこれまで実施してきた団地再生事業が令和8年度に40周年を迎えるにあたり、作成予定の情報発信資料に掲載する団地配置図の図面データを作成することを目的とする。

5 業務内容

(1) 情報発信資料に掲載する団地配置図等の図面作成

9団地の配置図(建替え前後)について、情報発信資料の版下に掲載することを目的とした図面データの作成を行う。

※対象団地については、契約締結後に別途指示するものとする。

6 成果物（提出物）

①報告書 A4判 3部

②電子データ 1式 (DVD-R)

なお、成果物の規格、仕様等については、都市再生機構の指示者と協議するものとする。提出するデータはオリジナルデータに加え、報告書形式のPDFデータも作成すること。納品前にデータ保存方法等について機構担当者と協議すること。

7 その他特記事項

- (1) 本件業務受注時においては当機構と受注者で打合せを行い、本件業務の内容について双方で確認を行うこと。また、成果品納品の前に受注者から当機構に対して報告書の内容や分析結果等に係る十分な説明を必ず行うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、その都度、当機構と協議を行い、指示を受けること。
- (3) 本業務を円滑に進めるために、常に密接な連絡を保ち、疑義や問題点が生じた場合は、速やかに当機構と協議し、その指示に従い円滑に業務を遂行すること。
- (4) 発注者が従前より有していた著作権を除き、成果品の著作権は、受注者に帰属するものとする。但し、当機構における事業化検討、意思決定手続その他の成果物を使用するために必要な範囲で、当機構が著作権法に基づき成果物を利用することを受注者

は無償で許諾するものとする。

また、本号に定める場合において、受注者は成果品に係る著作者人格権を一切行使しないものとする。

- (5) 本業務において使用する写真、資料、映像、音声等については、当機構及び受注者が著作権を有するものを使用することとし、他者が著作権を有するものについては原則使用しないこと。

なお、他者が著作権を有する著作物を使用する場合は、その許諾等手続きの一切を受注者が行うこととする。

- (6) 本件について他者との間でトラブルが発生した場合は、受注者において誠意を持って対応の上解決するものとする。

- (7) 次に掲げる本業務の「主たる部分※」を再委託することは出来ない。

※業務内容における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断。

- (8) 機構より受注者に対して提供若しくは貸出をされた資料等については、本業務以外での使用を禁ずると共に、当機構からの返還要求若しくは履行期間満了時にあってはすみやかにそれを返却するものとする。

- (9) 業務の完了後であっても、成果品に明らかな誤謬が発見された場合は、業務実施者の責任において訂正するものとする。

- (10) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

8 守秘義務

受注者は、情報管理を徹底するため、業務遂行上知り得た全ての情報について厳格に管理を行うこととし、故意または過失により第三者に漏らしてはならない。

また、本業務の成果品及び資料等についても同様とし、第三者に頒布及び公開することを固く禁ずる。

本義務に違反した場合は、速やかに当機構に知らせた上、双方協議の上誠意をもって対応することとする。なお、本義務に違反して当機構が損害を被った場合、受注者は機構が被った一切の損害について賠償するものとする。

以 上